

# 合志市教育基本計画



未来に輝く心豊かな人材を共に育む

～豊かな人間性を育み、市民が協働し、より良い教育環境づくりを目指す～

平成20年3月

合 志 市 教 育 委 員 会

## 目 次

はじめに	P1
I 教育基本計画の趣旨	P2
II 基本計画の期間	P2
III 取り組みの基本方針	P5
IV 具体的な取り組み	
1 共に生きる力をもつ人を育み、一人ひとりの個性が光り輝く学校教育の推進	P8
(1) 確かな学力の向上(学力の向上)	
(2) 豊かな心の育成(徳育の推進)	
(3) たくましい心身の育成(体育の推進)	
(4) 食育の推進	
(5) 指導力の向上	
(6) 教育施設の整備(施設の整備)	
《関連して取り組む事項》	P12
(1) 特別支援教育の推進	
(2) 地域・家庭に信頼される学校づくりの推進	
(3) 幼稚園・保育園との連携	
2 豊かな心をもつ人を育み、生きがいを見つけられる生涯学習の推進	P13
(1) 学習・スポーツの啓発	
(2) 学習やスポーツ参加機会の提供	
(3) 生涯学習団体やスポーツ団体の育成	
(4) 社会教育・社会体育施設の整備(生涯学習・スポーツ施設(環境)の整備)	

《関連して取り組む事項》……………P16

- (1) 生涯学習の支援や読書活動の推進
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 家庭教育環境の整備並びに支援
- (4) 図書館利用者へのサービス向上
- (5) 蔵書の充実や各小・中学校とのネットワークの活用

3 文化や伝統・歴史に親しみをもつ人を育み、

郷土愛を培うまちづくりの推進……………P18

- (1) 歴史、伝統、文化(文化財)の保護
- (2) 歴史、伝統、文化に触れる機会の提供
- (3) 芸術文化活動の推進(伝統文化の継承)

4 生きる力としての人権感覚をもつ人を育み、

人権が尊重され、あらゆる差別のないまちづくりの推進……………P20

- (1) 人権尊重についての理解の促進
- (2) あらゆる機会を通じた人権教育・啓発活動の推進  
(人権教育啓発活動の実践)
- (3) 人権相談体制の充実

《関連して取り組む事項》……………P22

- (1) 人権啓発・教育のための基本計画策定
- (2) 人権啓発の拠点となる隣保館事業の推進

## こうししししめんけんしょう 合志市市民憲章

わたしたちは「志」を「合」わせて協働によるまちづくりをすすめるため  
合志市市民憲章を定めます

1. 自然を愛し 環境にやさしい 美しいまちをつくります
1. 伝統文化を大切に 思いやりの心を育む 誇れるまちをつくります
1. 健康で勤労を尊び 心身が潤う 豊かなまちをつくります
1. きまりを守り 秩序ある 住みよいまちをつくります
1. 未来を託す子どもたちを見守り みんなで育てるまちをつくります

平成19年3月20日 制定

## こうしし こどもけんしょう 合志市子ども憲章

一人ひとりの幸せと 緑豊かな合志市の輝かしい未来を担うべく 私たちは 合志市を誇りに思  
い互いに手をとりあい 誰もが大切にされる合志市にすることを誓い  
ここに「合志市子ども憲章」を定めます

命：わたしたちは 平和と愛と 命を大切にし 明るく健康な生活をします

夢：わたしたちは 夢や希望を持ち未来と自立に向かって努力します

挨拶：わたしたちは さわやかな挨拶をし感謝の心を大切にします

友だち：わたしたちは 思いやりの心を持ち 一人ひとりの人権を大切にし

友情の輪を広げます

自然環境：わたしたちは 郷土の緑豊かな自然を大切にし 環境にやさしい

生活を送ります

平成19年2月17日 制定

## はじめに

国際化や高度情報化、少子・高齢化が進むなか、国では構造改革が進められています。その中で教育は社会を支える基盤であり、教育改革の推進は学校、家庭、地域など、社会全体が協力して取り組み、さらに各世代が生涯に渡り、楽しみながら学べる教育環境の整備、充実を図ることが重要です。

近年では、「家庭」での育児に不安や悩みを持つ親の増加や、「学校」でのいじめ・校内暴力などの問題行動、「地域社会」における近隣住民間の連帯感の希薄化、さらには、「子ども」の基本的な生活習慣の乱れ、体力の低下、社会性の低下など、教育をとりまく環境は大きく変わりました。

平成18年12月に、教育基本法が昭和22年に制定されて以来、約60年ぶりに法改正されました。これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な基本理念は大切にしながら、教育をめぐる諸問題に対応していくために必要な、これからの新しい時代の教育のあるべき姿、目指すべき理念や原則が明確に示されました。

また、平成19年6月の教育関連三法の改正では、新しい時代の学校の目的・目標の見直しや、学校の組織運営体制及び指導体制等の充実、優れた教員を確保するための教員免許更新制度と指導が不適切な教員に対する人事管理の厳格化など併せて、責任ある教育行政を実現するための教育委員会等の改革などが盛り込まれました。

本市においても、新しい教育基本法の理念が活かされた国や県の教育改革の方向性を踏まえ、計画的に教育施策を推進するため、本市の総合計画と整合性を図りながら、合志市教育基本計画を策定するものです。

## I **教育基本計画の趣旨**

教育基本法の改正が行われ、それに伴う関連法の改正がなされました。これまでの教育の在り方を大きく変えるものであり、このような状況を踏まえ、これからの教育について改革に取り組む必要があります。

また、市教育委員会が、教育の在り方について、自己責任のもとで判断し決定していくという自律的な展開をしていく必要があります。

この基本計画は、これからの教育全般についての基本的な在り方や、計画的かつ総合的な視野に立った教育行政を推進するため、今後の指針となるものです。

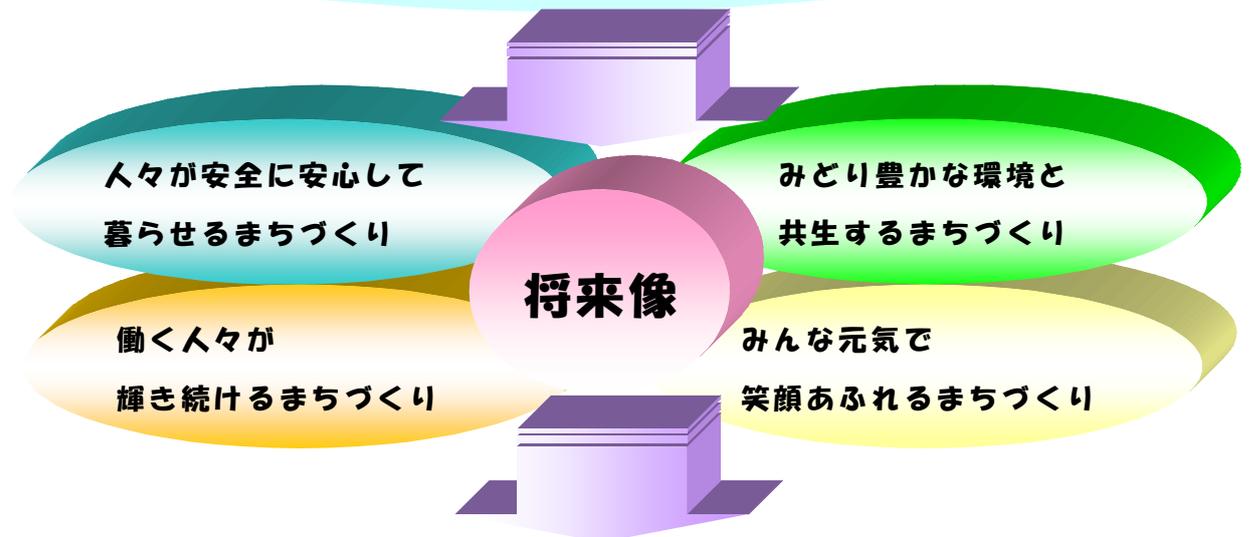
## II **基本計画の期間**

合志市総合計画の基本構想と期間を合わせ、この基本計画の期間を平成20年度から27年度（2008～2015年度）までの8年間を推進期間とします。

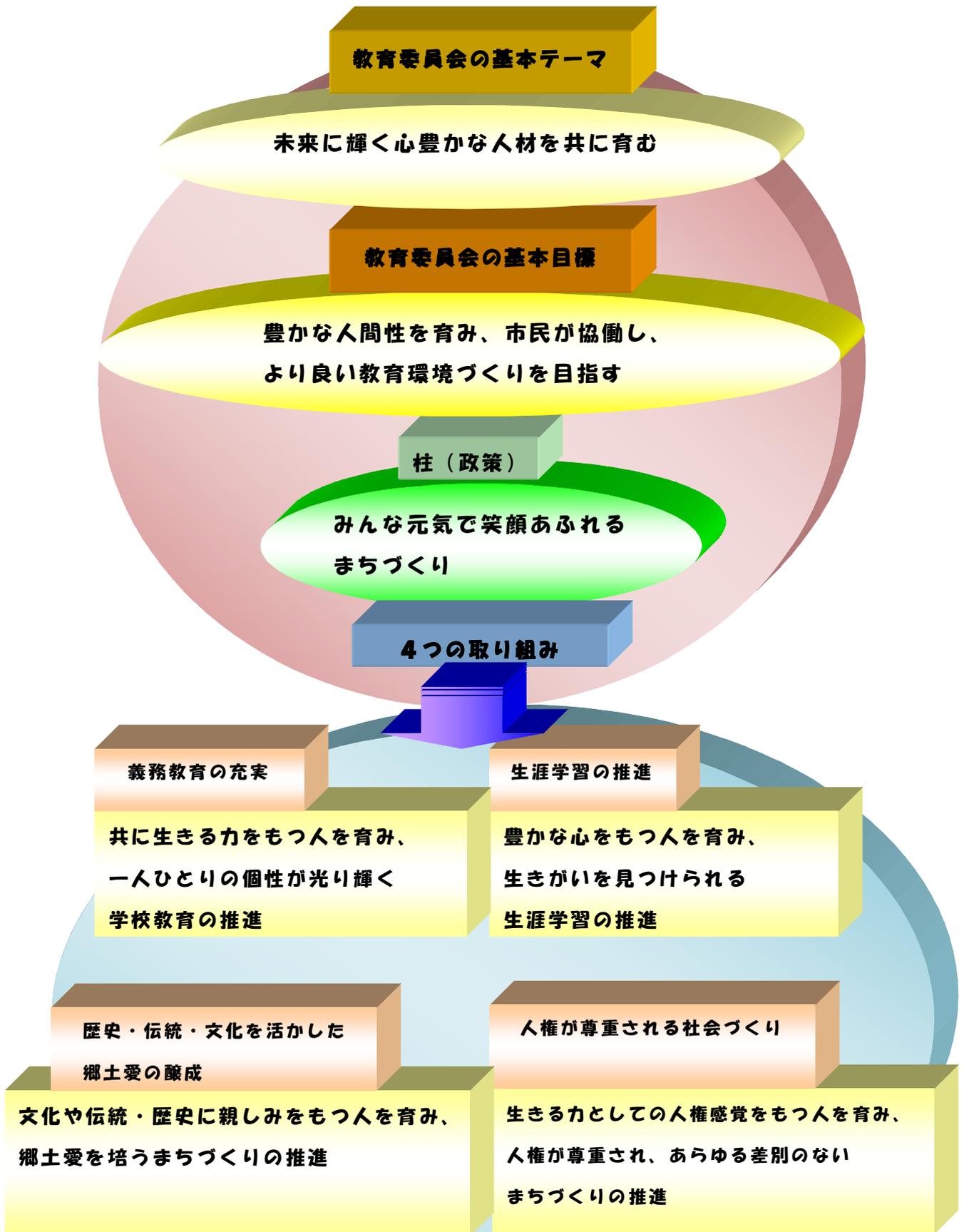
なお、計画期間内であっても、特に必要がある場合に限って改訂するものとします。

## 合志市が目指す姿

＜未来輝く産業・定住拠点都市＞  
 ～（子育て支援日本一のまちづくり）～



人々が安全に安心して暮らせるまちづくり				みどり豊かな環境と共生するまちづくり			働く人々が輝き続けるまちづくり		みんな元気で笑顔あふれるまちづくり														
危機管理・防災対策の推進	防犯対策の推進	公共交通の充実	交通安全対策の推進	道路ネットワークの充実	計画的な土地利用の推進	地球温暖化防止対策の推進	廃棄物の抑制とリサイクルの推進	みどりの景観の保全	水環境の保全	農業の振興	商工業の振興	雇用対策の推進	市民参画によるまちづくりの推進	健康づくりの推進	高齢者・障害者の自立促進と社会参加	生活困窮世帯の自立支援	子どもを見守り、育てる地域づくり	義務教育の充実	生涯学習の推進	人権が尊重される社会づくり	歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成	開かれた議会づくり	行財政改革の推進



### Ⅲ **取り組みの基本方針**

本市では、今後進めていくまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示す「合志市総合計画」を平成19年12月に策定しました。

この総合計画の基本構想の中で、市の将来像として掲げた【未来輝く 産業・定住拠点都市 ～子育て支援日本一のまちづくり～（※まちづくりの横断的課題）】を実現していくために、次の4つの柱（政策）が決定しています。

- ①「人々が安全に安心して暮らせるまちづくり」
- ②「みどり豊かな環境と共生するまちづくり」
- ③「働く人々が輝き続けるまちづくり」
- ④「みんな元気で笑顔あふれるまちづくり」

その柱の一つ、「みんな元気で笑顔あふれるまちづくり」では、市民が、生涯にわたって健康で元気な暮らしができ、生きがいや心の豊かさを感じることができる地域社会の形成をめざし、一人ひとりの人権が尊重され、誰もがいきいきと社会参加ができる環境づくりに努め、また、未来を担う子どもたちをみんなで見守り、育てる体制、地域づくりを推進し、学校教育については、一人ひとりの個性を大切に「生きる力」を身に付ける教育を進めようとしています。

この基本計画では「教育はひとつづくり」との考えから、教育の基本テーマを『未来に輝く心豊かな人材を共に育む』と、教育の目標を『豊かな人間性を育み、市民が協働し、より良い教育環境づくりを目指す』を定め、その実現のために次の4つの取り組み方針を定めました。

※まちづくりの横断的課題とは、市の将来像の実現に向けて、市全体のまちづくり施策や各分野の計画に、～子育て支援日本一のまちづくり～という課題の共通テーマ。

## 1 共に生きる力をもつ人を育み、

### 一人ひとりの個性が光り輝く学校教育の推進

学校教育においては、校長を中心とした指導体制を確立し、児童生徒一人ひとりが楽しく登校し、安全・安心で充実した生活ができる学校づくりを目指すことが重要です。

それには、教職員の専門性や資質の向上を図り、学校間及び学校と家庭・地域社会が協力し、確かな学力・豊かな人間性・健康や体力などのバランスのとれた成長を促進し、真に「生きる力」や「基礎基本の定着と確かな学力」を身につけた児童生徒の育成を図ります。

## 2 豊かな心をもつ人を育み、

### 生きがいを見つけられる生涯学習の推進

市民の生涯学習への要望や、地域の実情・課題等を把握し、生涯学習ニーズに応えることが重要です。

それには、学校・地域・家庭と連携を図り、三者が一体となって特色のある生涯学習活動を推進します。

また、図書館では、生涯学習の一つの拠点施設として、市外の図書館とも緊密に連携し、より多くの市民の読書活動支援を進めます。

さらに、市民だれもが、生涯にわたってスポーツに取り組むことは、体力の増進はもとより、心身ともに健康で心豊かな生活の実現を図るために必要なことです。

それには、参加機会の充実を図り、多様なスポーツの場を展開できる環境づくりを進め、自主的に活動する団体の組織づくりや、指導者の育成を進めます。

## 3 文化や伝統・歴史に親しみをもつ人を育み、

### 郷土愛を培うまちづくりの推進

歴史・伝統・文化について、市民が相互に理解を深める取り組みを行うことが重要です。

そのためには、より一層の文化財の保護と啓発に取り組み、郷土の

文化財に対する理解と郷土愛の醸成に努めます。

また、芸術文化活動の振興により、新しい文化創造の基盤づくりを進め、市民の文化の向上と生涯学習の支援に努めます。

#### 4 生きる力としての人権感覚をもつ人を育み、

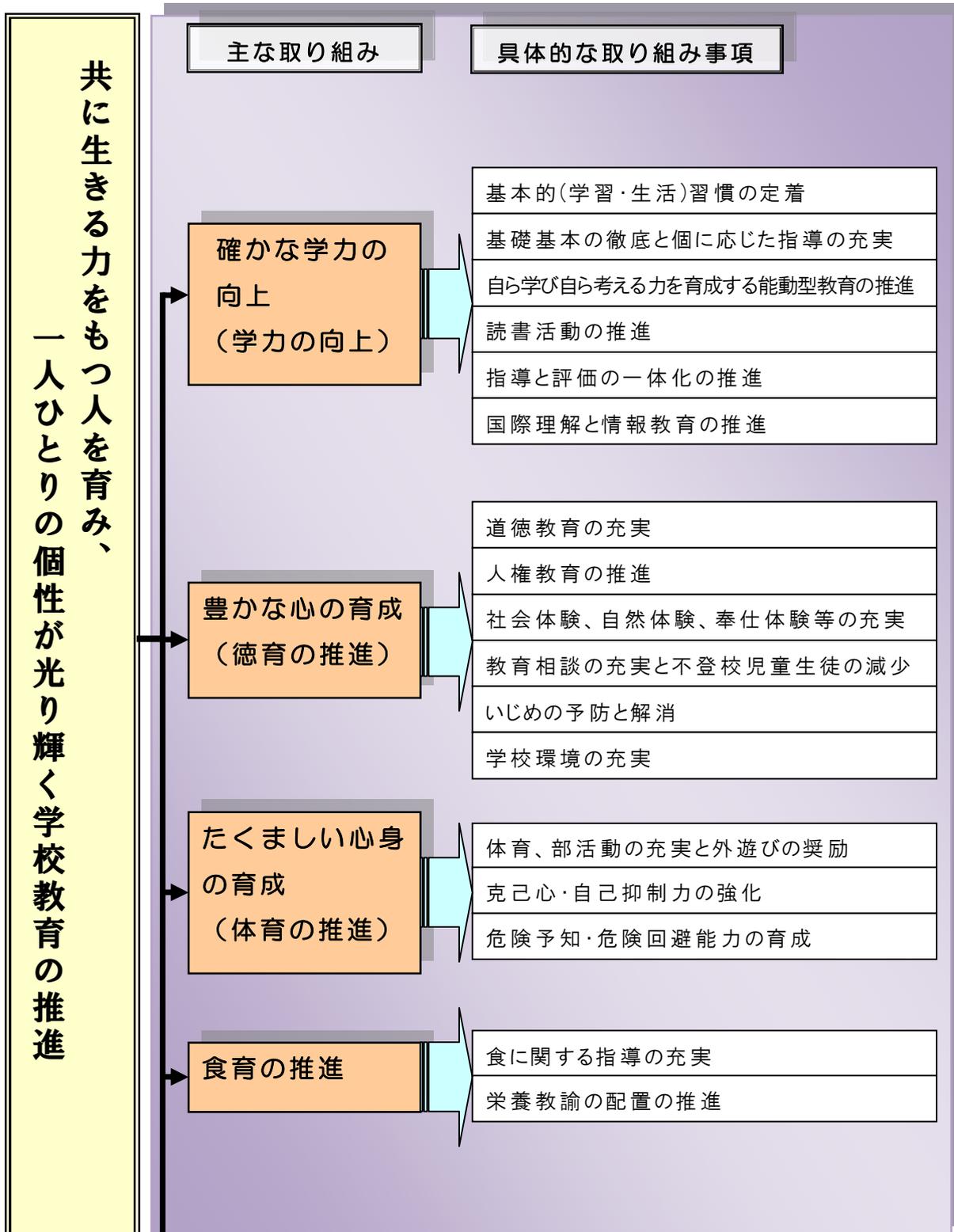
##### 人権が尊重され、あらゆる差別のないまちづくりの推進

人権教育・啓発は、様々な人権問題の解決に向けて、総合的かつ計画的に取り組む必要があります。

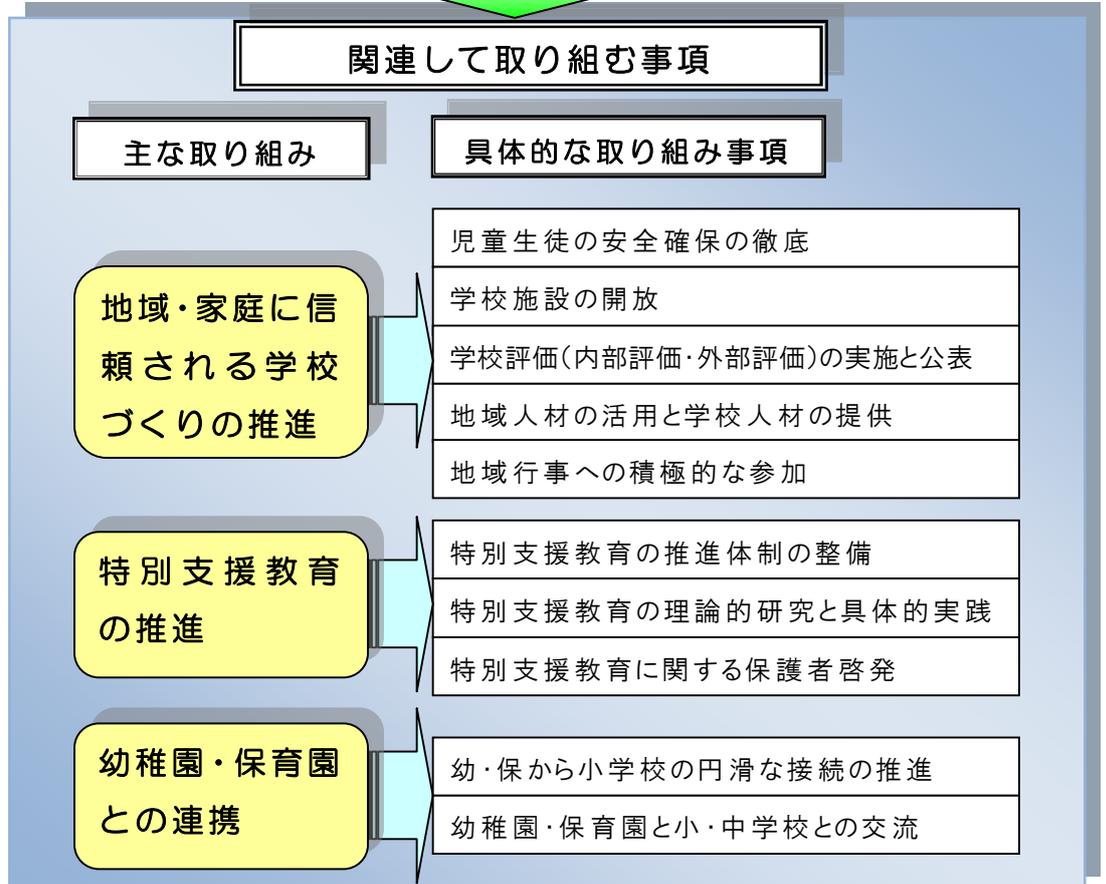
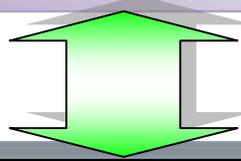
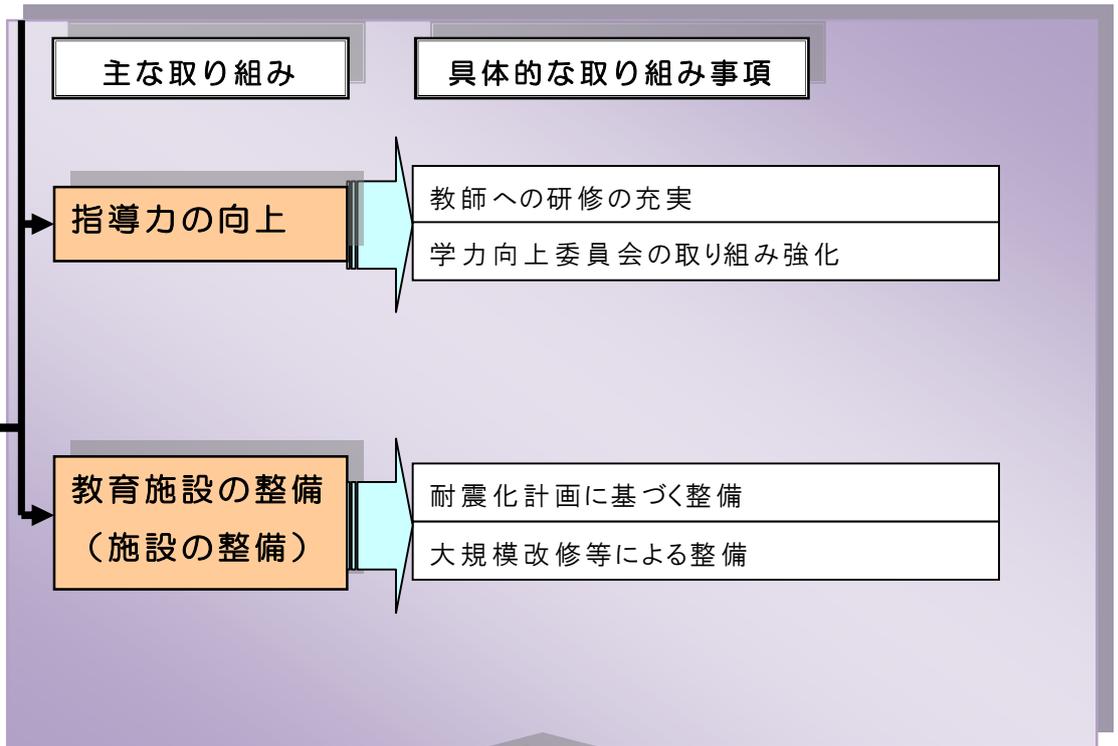
それには、同和問題をはじめハンセン病問題、子ども・高齢者・障がい者問題などさまざまな人権問題の解決のため、関係機関・団体と連携し、学校・家庭・地域・職場などで、あらゆる機会をとおして人権教育・啓発を推進します。

#### IV 具体的な取り組み

○ 共に生きる力をもつ人を育み、  
一人ひとりの個性が光り輝く学校教育の推進



一人ひとりの個性が光り輝く学校教育の推進  
共に生きる力をもつ人を育み、



## (1) 確かな学力の向上（学力の向上）

子ども一人ひとりに応じた指導により学習意欲を高め、基礎・基本を確実に身に付け、それを基に、自分で課題を見付けることや、自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力や、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」の育成を図ります。

- ① 基本的(学習・生活)習慣の定着
- ② 基礎基本の徹底と個に応じた指導の充実
- ③ 自ら学び自ら考える力を育成する能動型教育の推進
- ④ 読書活動の推進
- ⑤ 指導と評価の一体化の推進
- ⑥ 国際理解と情報教育の推進

## (2) 豊かな心の育成（徳育の推進）

これからの社会・未来を担っていく子どもたちに、学校・家庭・地域社会、行政が一体となって取り組む事が重要と考え、善悪の判断などの規範意識や公共心、全ての命の大切さや思いやりの心など、基本的な人間として豊かな心の育成を図ります。

- ① 道徳教育の充実
- ② 人権教育の推進
- ③ 社会体験、自然体験、奉仕体験等の充実
- ④ 教育相談の充実と不登校児童生徒の減少
- ⑤ いじめの予防と解消
- ⑥ 学校環境の充実

## (3) たくましい心身の育成（体育の推進）

子どもたちの日常生活における運動不足や生活習慣の乱れが体力低下をもたらし、また、肥満等の健康問題や意欲・気力の低下なども指摘されています。

保健・体育学習をより一層充実させ、運動やスポーツの楽しさや素

晴らしさを体験させ、たくましい心身の育成を進めます。

- ① 体育、部活動の充実と外遊びの奨励
- ② 克己心・自己抑制力の強化
- ③ 危険予知・危険回避能力の育成

#### (4) 食育の推進

最近では朝食を欠食する子どもや、学習塾通いなどで夕食をコンビニ弁当やファストフードで済ませる子どもが増加傾向にあり、食生活や生活習慣の乱れが指摘されています。健全な食生活を実践することができる子どもを育てることは、生きるための基本的な知識（知、徳、体）の基礎となる総合的な教育であることから、食育の推進を図ります。

- ① 食に関する指導の充実
- ② 栄養教諭の配置の推進

#### (5) 指導力の向上

子どもの学力の向上には、教師の指導力も重要であり、指導力向上のために教職員の資質の向上に取り組みます。

- ① 教師への研修の充実
- ② 学力向上委員会の取り組み強化

#### (6) 教育施設の整備（施設の整備）

児童・生徒が学校において、安全・安心な環境で学べるよう教育施設の整備を進めます。

- ① 耐震化計画に基づく整備
- ② 大規模改修等による整備

## 《関連して取り組む事項》

### (1) 地域・家庭に信頼される学校づくりの推進

地域全体として子どもたちの成長を支えていくため、学校は、保護者や地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域住民と連携協力し、参画しやすい環境を整え、開かれた学校づくりを促進し、信頼される学校づくりを進めます。

- ① 児童生徒の安全確保の徹底
- ② 学校施設の開放
- ③ 学校評価（内部評価・外部評価）の実施と公表
- ④ 地域人材の活用と学校人材の提供
- ⑤ 地域行事への積極的な参加

### (2) 特別支援教育の推進

特別支援教育は、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行う事が必要で、特別支援教育の取り組みをさらに推進し、近年の児童生徒の障がいの重複化や多様化に伴い、様々な障がいに対応することができる体制づくりや、学校間の連携などをさらに進めていきます。

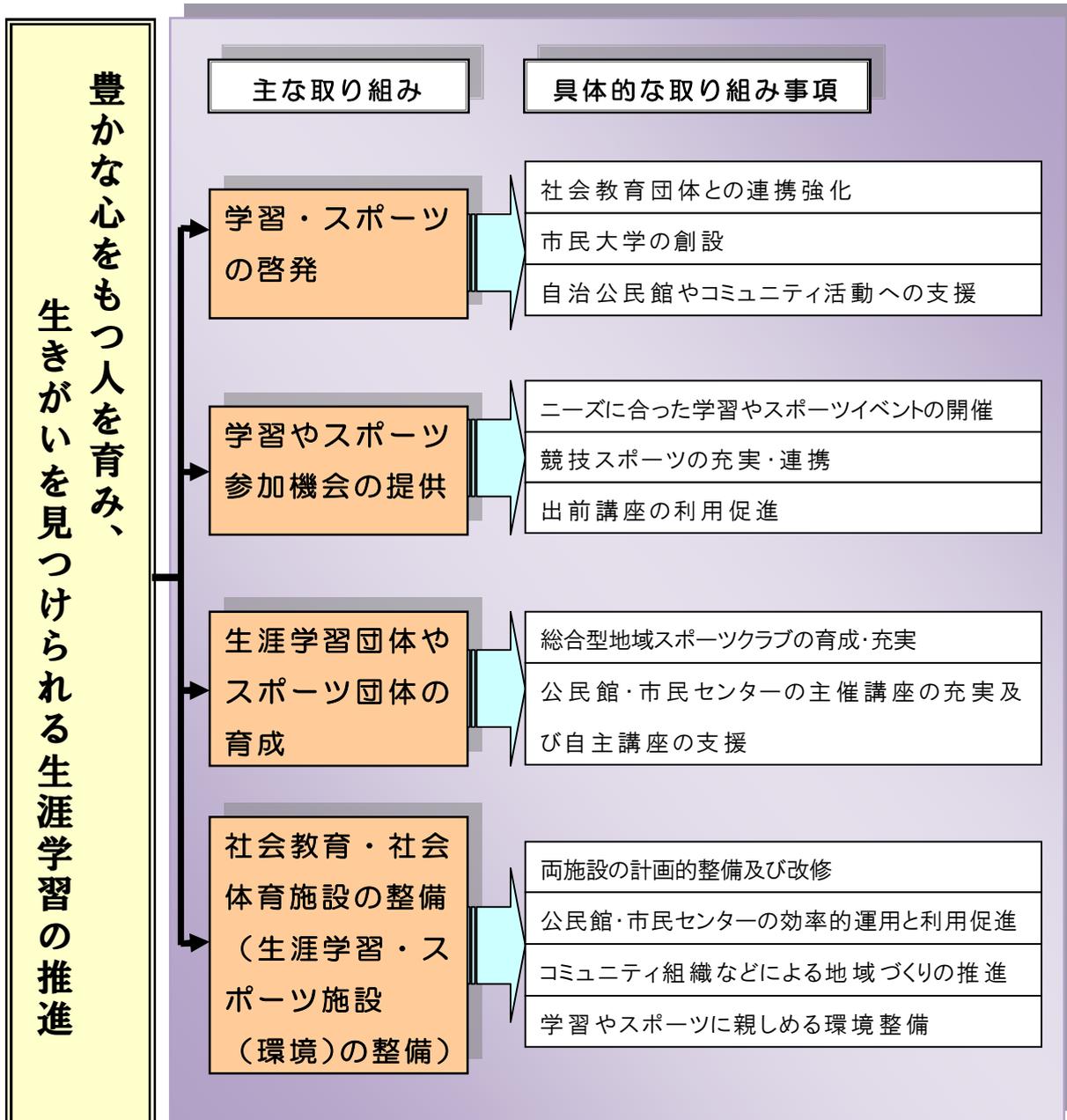
- ① 特別支援教育の推進体制の整備
- ② 特別支援教育の理論的研究と具体的実践
- ③ 特別支援教育に関する保護者啓発

### (3) 幼稚園・保育園との連携

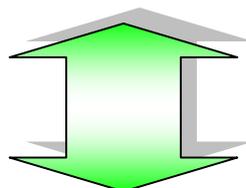
幼稚園、保育園と「目指す子ども像」を共有し、その子ども像を具現化するために、協働して保育園、幼稚園と小学校、中学校の連携を進めます。特に、幼・保の年長と小学校低学年の円滑な接続を図り、幼稚園、保育園との交流をはじめ、職員同士や保護者同士の連携を進めます。

- ① 幼・保から小学校の円滑な接続の推進
- ② 幼稚園・保育園と小・中学校との交流

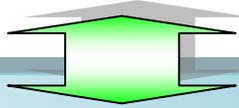
○豊かな心をもつ人を育み、  
生きがいを見つげられる生涯学習の推進



豊かな心をもつ人を育み、  
生きがいを見つげられる生涯学習の推進



関連して取り組む事項



関連して取り組む事項

主な取り組み

具体的な取り組み事項

生涯学習の支援  
や読書活動の推進

- ブックスタート及びブックサポートの推進
- 子ども読書活動推進計画の策定による目標・指針の読書への興味を喚起する様々なイベントの開催
- 社会のニーズに応じた適切な資料の収集
- 学校・家庭・地域との連携による積極的な読書活動

青少年の健全育成

- 地域教育力の活性化
- 青少年団体の活動支援
- 子ども会の活動支援
- PTAとの連携強化
- 社会教育施設の活動充実と利用促進

家庭教育環境の整備並びに支援

- 家庭教育活動の支援
- 子育て支援団体との連携強化

図書館利用者へのサービス向上

- 西合志館、合志館、泉ヶ丘市民センター図書館3館相互での配本連携(貸出・返却・予約受付)によるサービス向上
- 障がいのある人へのサービス向上
- 市民の多様な要求を支援するための図書館職員の資質の向上

蔵書の充実や各小・中学校とのネットワークの活用

- 西合志館、合志館、泉ヶ丘市民センター図書館3館相互の選書充実による蔵書の構築
- 小・中学校への配本充実、図書館管理電算システムの活用による学校における児童・生徒の利用促進

## (1) 学習・スポーツの啓発

市民が生涯にわたって学習やスポーツに取り組むため、参加機会の提供はもとより、各種学習、スポーツ大会等の周知を図り、自らの自主性によって多様な学習の場を展開できる環境づくりを推進します。

- ① 社会教育団体との連携強化
- ② 市民大学の創設
- ③ 自治公民館やコミュニティ活動への支援

## (2) 学習やスポーツ参加機会の提供

市民のニーズに合った学習やスポーツの充実を図り、一人ひとりがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも学習やスポーツに親しむことができる学習やスポーツ機会の提供を図ります。

- ① ニーズに合った学習やスポーツイベントの開催
- ② 競技スポーツの充実・連携
- ③ 出前講座の利用促進

## (3) 生涯学習団体やスポーツ団体の育成

生涯学習・スポーツ活動団体の育成・支援を図りながら、子どもを地域で育てる環境づくりや、市民誰もが生涯学習・スポーツに取り組みやすい環境づくりを進めます。

- ① 総合型地域スポーツクラブの育成・充実
- ② 公民館・市民センターの主催講座の充実及び自主講座の支援

## (4) 社会教育・社会体育施設の整備

### (生涯学習・スポーツ施設（環境）の整備)

地域づくりの活動を推進し、社会教育・社会体育施設の環境整備と、効率的な運用と利活用を図ります。

- ① 両施設の計画的整備及び改修
- ② 公民館・市民センターの効率的運用と利用促進

- ③ コミュニティ組織などによる地域づくりの推進
- ④ 学習やスポーツに親しめる環境整備

## 《関連して取り組む事項》

### (1) 生涯学習の支援や読書活動の推進

生涯学習の拠点として、図書館の果たすべき役割と可能性は大きく、市民が読書活動を通して言葉を学び、感性を磨き、表現力・創造力を高め、豊かな人間性を養い、自ら学び、自ら考え問題解決する充実した人生を送る生涯にわたる学習を支援します。

- ① ブックスタート及びブックサポートの推進
- ② 子ども読書活動推進計画の策定による目標・指針の確定
- ③ 読書への興味を喚起する様々なイベントの開催
- ④ 社会のニーズに応じた適切な資料の収集
- ⑤ 学校・家庭・地域との連携による積極的な読書活動の推進

### (2) 青少年の健全育成

少子高齢化、国際化、インターネット等による情報化の影響などの社会変化により、青少年を取り巻く環境が変化するなか、青少年の非行、不登校、ひきこもり、虐待、若者の社会的自立の遅れなどの様々な問題が発生しています。

こうしたなか、家庭だけではなく、学校、地域が連携協力し、次世代を担う青少年の健全育成に努めていきます。

- ① 地域教育力の活性化
- ② 青少年団体の活動支援
- ③ 子ども会の活動支援
- ④ PTAとの連携強化
- ⑤ 社会教育施設の活動充実と利用促進

### (3) 家庭教育環境の整備並びに支援

家庭教育環境の整備並びに支援については、各種団体等との連携強化を図り、幼少期から人格形成の基礎づくりとしつけを重んじ、親子の情愛に支えられた教育により、環境整備と支援の充実に努めます。

- ① 家庭教育活動の支援
- ② 子育て支援団体との連携強化

### (4) 図書館利用者へのサービス向上

現在合志市には、3つの図書館があります。各々の図書館の利点を最大限に活かし、公共図書館としての充実を図り、市民のニーズを捉えたサービスの提供に努めます。

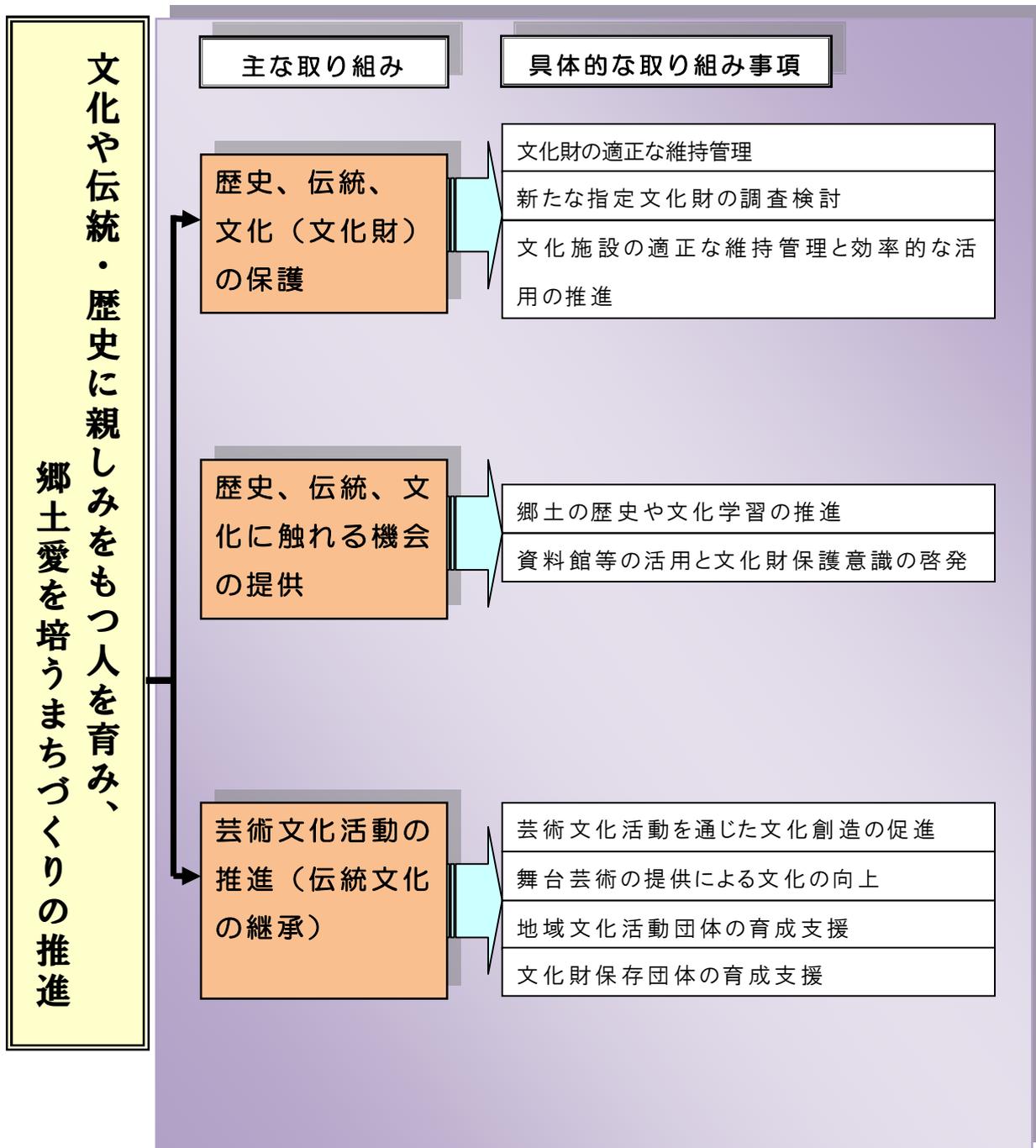
- ① 西合志館、合志館、泉ヶ丘市民センター図書館3館相互での配本連携（貸出・返却・予約受付）によるサービス向上
- ② 障がいのある人へのサービス向上
- ③ 市民の多様な要求を支援するための図書館職員の資質の向上

### (5) 蔵書の充実や各小・中学校とのネットワークの活用

図書館と、各小中学校図書館が相互に連携を図り、より充実した読書環境を整備します。

- ① 西合志館、合志館、泉ヶ丘市民センター図書館3館相互の選書充実による蔵書の構築
- ② 小・中学校への配本充実、図書館管理電算システムの活用による学校における児童・生徒の利用促進

○文化や伝統・歴史に親しみをもつ人を育み、  
郷土愛を培うまちづくりの推進



### **(1) 歴史、伝統、文化(文化財)の保護**

本市が有する有形、無形の文化財を保護し、新たな市指定文化財の指定に取り組みます。

- ① 文化財の適正な維持管理
- ② 新たな指定文化財の調査検討
- ③ 文化施設の適正な維持管理と効率的な活用の推進

### **(2) 歴史、伝統、文化に触れる機会の提供**

市民が触れ、知る機会を提供・啓発や文化事業の周知を図ります。

また、資料館等を通して、郷土の文化財を知る機会を提供していきます。

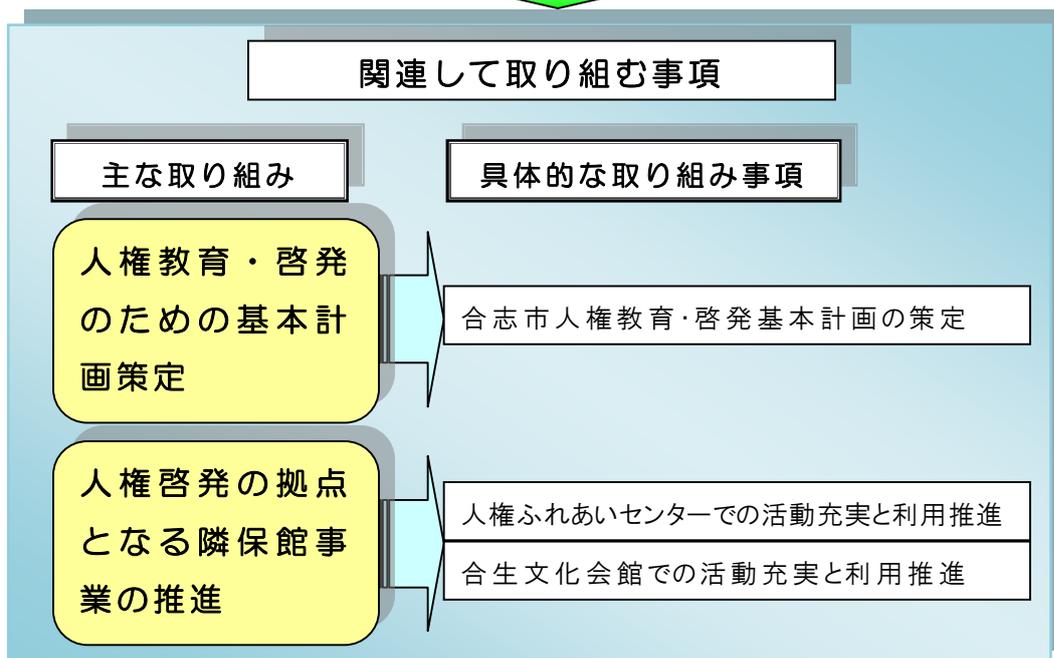
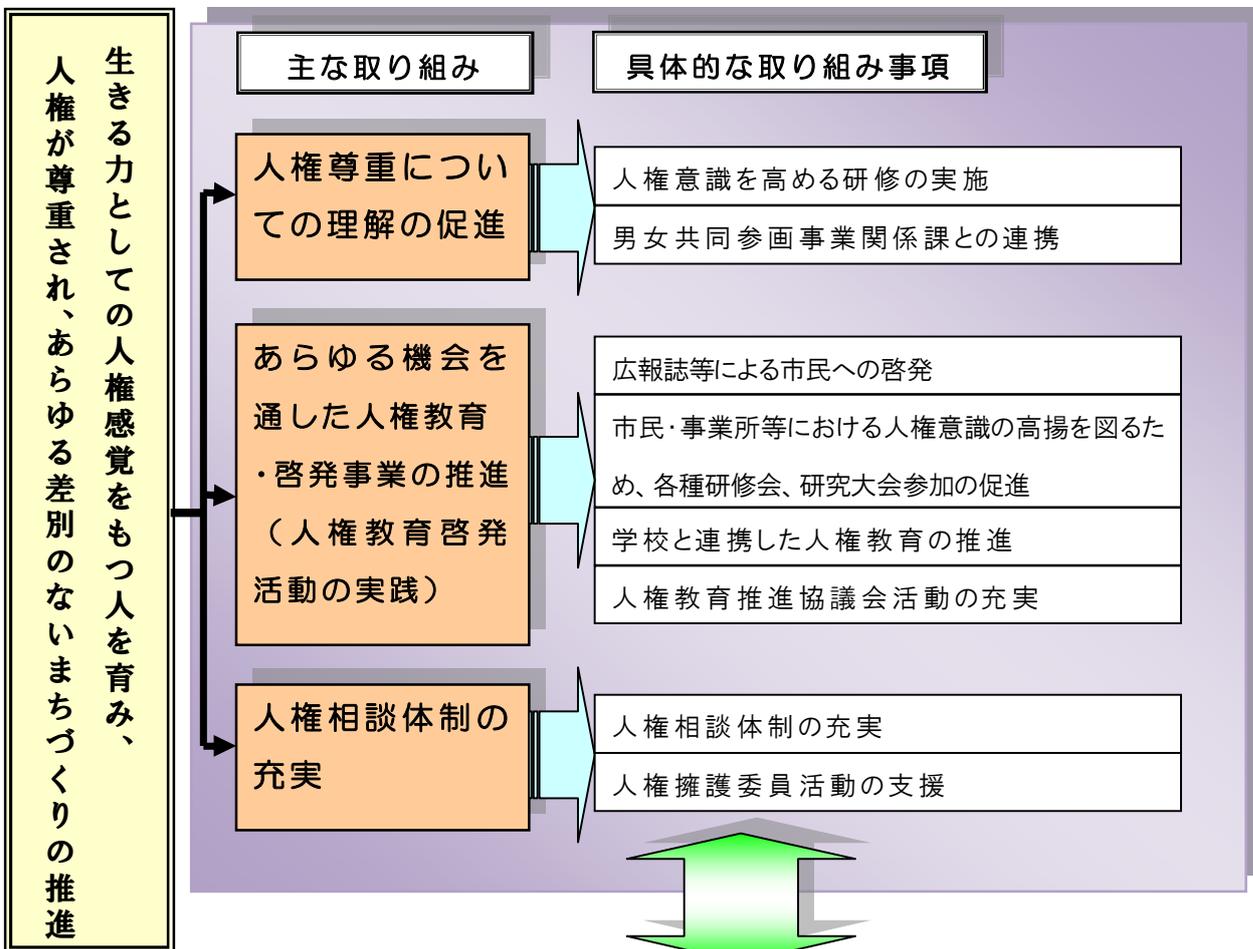
- ① 郷土の歴史や文化学習の推進
- ② 資料館等の活用と文化財保護意識の啓発

### **(3) 芸術文化活動の推進(伝統文化の継承)**

地域の特色を活かした様々な文化活動をより一層推進していくため、地域文化活動を行う団体等に対して、伝統文化の継承と継承者育成を支援します。

- ① 芸術文化活動を通じた文化創造の促進
- ② 舞台芸術の提供による文化の向上
- ③ 地域文化活動団体の育成支援
- ④ 文化財保存団体の育成支援

○生きる力としての人権感覚をもつ人を育み、  
人権が尊重され、あらゆる差別のないまちづくりの推進



## (1) 人権尊重についての理解の促進

一人ひとりが人権について深い理解と認識を持ちながら、人権感覚を高揚させ、人権を尊重する態度と、それを行動に結び付けることが重要です。市民一人ひとりが広い視野に立って互いを認め合い、各種の学習機会を通して人権について正しく理解し、自分自身の問題として受け止めながら、人権尊重の精神を日常の生活に具現していくことができるよう努めます。

また、市民が人権を正しく理解できるよう研究大会、研修等を行い、誰もが参加しやすいような学習機会の提供を図ります。

- ① 人権意識を高める研修の実施
- ② 男女共同参画事業関係課との連携

## (2) あらゆる機会を通じた人権教育・啓発活動の推進 (人権教育啓発活動の実践)

誤った人権知識による継承が、予断と偏見を生み人権侵害につながることから、人権に対する基本的な知識や認識の徹底を進めます。

また、日常生活の中にある身近な人権問題を題材にしたり、市民が理解しやすく、日常生活で実践に結びつき、興味を引くような人権学習を進めます。

- ① 広報誌等による市民への啓発
- ② 市民・事業所等における人権意識の高揚を図るため、各種研修会、研究大会参加の促進
- ③ 学校と連携した人権教育の推進
- ④ 人権教育推進協議会活動の充実

## (3) 人権相談体制の充実

市民の人権を守るために、市民が自立し安定した生活が営まれるような人権相談体制の充実や、人権擁護活動を推進します。

- ① 人権相談体制の充実
- ② 人権擁護委員活動の支援

## 《関連して取り組む事項》

### (1) 人権教育・啓発のための基本計画策定

人権教育・啓発を総合的かつ計画的に進めるため、「合志市人権教育・啓発基本計画」を策定し、この計画を基本にすえ、人権教育・啓発を進めます。

### (2) 人権啓発の拠点となる隣保館事業の推進

人権問題の速やかな解決と人権啓発の拠点となるよう、隣保館の適正な運営とより一層の利活用を図ります。

- ① 人権ふれあいセンターでの活動充実と利用推進
- ② 合生文化会館での活動充実と利用推進

